

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

都市再生街区基本調査による「街区基準点」等の使用承認手続等運用について（通知）

当連合会におきましては、標記に関し、過般来、測量法の関係法規に照らし、使用承認の徹底について周知・啓発するとともに、今後の運用について、簡便な手続きとなるよう関係機関と協議を重ねてまいりましたが、この度、別添「会議資料」のとおり国土交通省土地・水資源局国土調査課（以下、「国土調査課」という。）から、本年2月1日を目処に街区基準点の維持・管理に関する権限委譲の受入れ表明を行った各市区町については、4月1日以降の受け入れ後、土地家屋調査士会と事前包括承認の契約を締結し、1か月以内の事後使用届出書の提出を行う等の運用として協議が整いましたので、この旨通知します。

なお、同送の資料につきましては、過日、国土調査課において開催の都市再生街区基本調査担当者会議に配付されたものであり、かつ、本年度における都市再生街区基本調査 都道府県連絡調整会議へ向けた資料となる予定でありますので、今後の分筆登記申請等に当たり、当該基準点等の活用と維持についての趣旨をご理解の上、各市区町及び法務局、地方法務局と十分協議され調査・測量業務を行われますようお願いいたします。

また、2月1日の段階で、権限委譲の受入れ表明を行っていない市区町における取扱いにつきましては、現在協議中であり、協議が整うまでの間におきましては、従来どおりの取扱いとなりますので併せて留意されますようお願いいたします。

同送資料

（平成19年1月10日都市再生街区基本調査担当者会議配付）

・街区基準点の運用に係る関係機関との連携等について

1. 地積測量図作成のための測量における街区基準点等の活用と、街区基準点等の維持の両立に向けた手続の簡素化に係る標準モデルについて（案）
2. 土地家屋調査士による使用承認手続が適正にされていない場合における土地家屋調査士会に対する改善の申し入れ等の方法について（案）
3. 都市再生街区基本調査で設置された街区基準点等の利用に係る点検等について（案）

参考資料

- ・ 公共基準点使用報告書（イメージ）
- ・ 公共基準点使用に係る包括承認申請書（イメージ）
- ・ 都市再生街区基準点使用承認届出概要

法務省民事局民事第二課

国土交通省土地・水資源局国土調査課

地積測量図作成のための測量における街区基準点等の活用と、街区基準点等の維持の両立に向けた手続の簡素化に係る標準モデルについて（案）

1. 背景

街区基準点等が維持されている地域のうち分筆等の頻度の高い地域については、地積測量図の作成のための測量に関する使用承認申請の急増の可能性があります。

2. 課題

それらの地域については、街区基準点等の異状の発生の可能性も高く、また使用の間隔が短いことが予想されるため、測量計画機関による異状情報の迅速な把握が非常に重要となります。

3. 対応方針

測量計画機関が迅速に異状情報を把握し、提供資料に反映するためには、街区基準点等の使用者に異状情報の報告を求めることが有効であり、他方、使用者に対しては使用承認手続を簡素化して使用者の計画・選点・使用の負担を軽減することが合理的と考えられます。

4. 対応方法

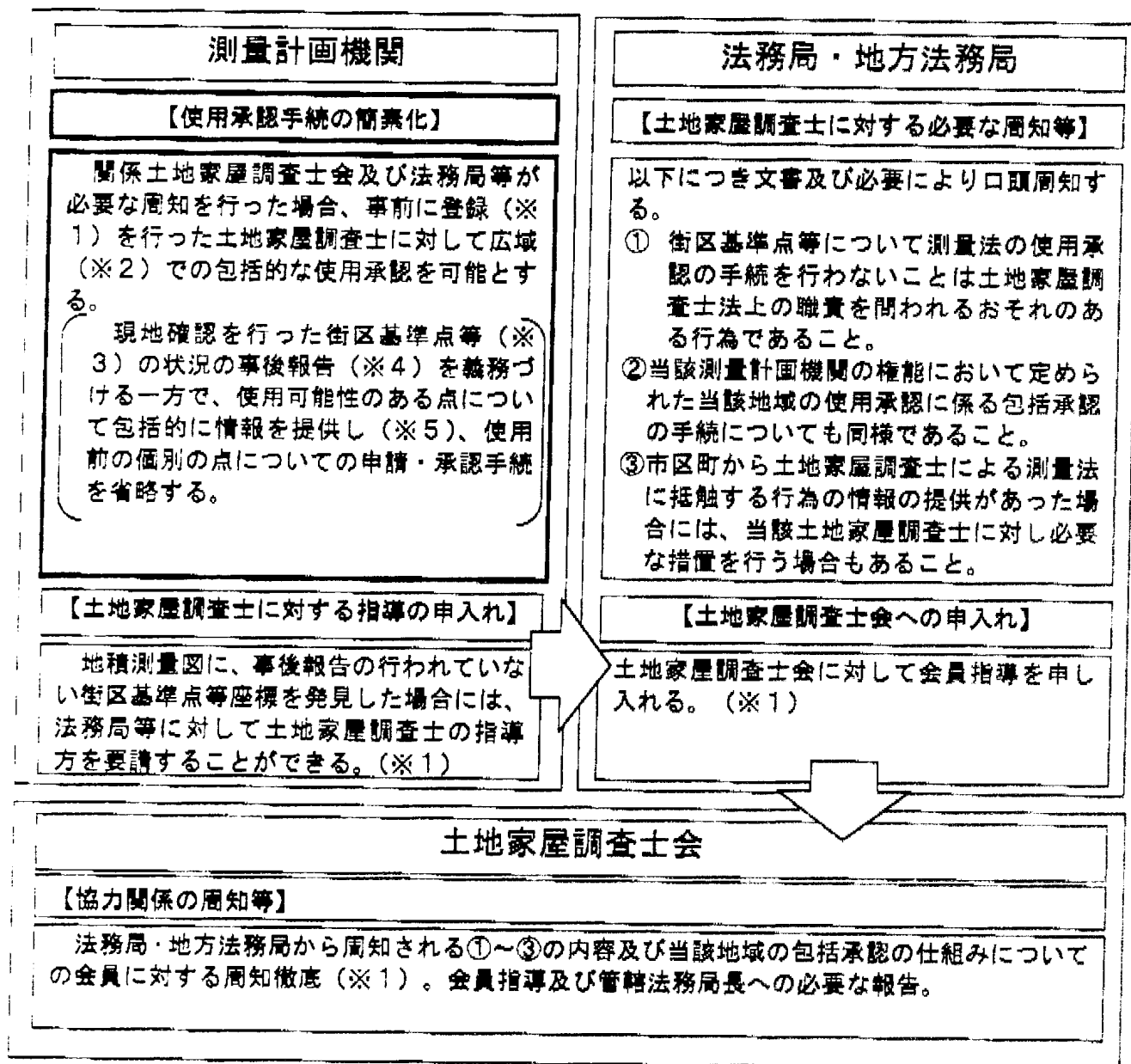
そのため、関係法務局及び土地家屋調査士会が、使用者である土地家屋調査士に必要な周知を行った場合には、測量計画機関による包括的な使用承認を可能とする仕組みを別紙のとおり提示いたしますので、導入についてご検討をお願いいたします。

5. 取り扱い

本提案は、あくまで例示です。

各地域において地積測量図作成のための測量における街区基準点等の活用と、街区基準点等の維持の両立に向け、法務局・地方法務局及び土地家屋調査士会と調整しつつ、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。

使用承認手続の簡素化に係る標準モデル (イメージ)



(※1) 測量計画機関の存する都道府県の土地家屋調査士会から全国の土地家屋調査士会全てについて使用承認手続の適用の申出があった場合には、他の土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、事前の登録を省略することができる。

(この場合、測量機関の存する都道府県の土地家屋調査士会に所属しない土地家屋調査士に対する指導申入れ等については、当該土地家屋調査士が所属する土地家屋調査士会及び当該土地家屋調査士会を所管する法務局又は地方法務局へ行うものとする。)

(※2) 市区町全域とすることができる。

(※3) ①「実際に地積測量図作成のための測量に使用した点」、②「①の点の点検のために使用した点」、「③異状のため使用を断念した点」の全てについて原則報告を求めるものとする。

(※4) 包括承認後、使用を経て事後報告が行われるまでの期間を長期(一ヶ月程度を目安)に設定することができるが、「③異状のため使用を断念した点」については速やかに報告が行われることが望ましい。

(※5) 包括的に提供された点の情報について、原則として使用しなかった情報を返却し又は廃棄する一方で、測量計画機関は原則として地積測量図作成に用いられなかった点の情報の対価を無料若しくは必要最低限とする検討を行う。

土地家屋調査士による使用承認手続が適正にされていない場合における土地家屋調査士会に対する改善の申し入れ等の方法について（案）

1. 背景

都市再生街区基本調査により設置された街区基準点等の測量成果については、基本三角点等に基づく測量の成果による地積測量図の作成に資するために、国土交通省から法務省を通じ、各法務局・地方法務局に便宜供与され、閲覧に供されているところです。

2. 課題

これらの成果はあくまで都市再生街区基本調査が実施された時点での成果であり、今後、短期的には街区基準点網と周辺の公共基準点網の整合を図るための網平均等により、長期的には周辺工事の影響を考慮した改測等により、成果の差し替えが行われることがあり、現地に点は存在するものの、調査時点の成果を使用して地積測量図を作成することが不適当となる場合があります。

このような廃点情報等は、国土調査課から民事第二課を経由して、適宜、法務局・地方法務局に便宜供与することとし、適正な制度運用を図ることを予定しています。

3. 対応

(1) 対応1

街区基準点の測量成果を維持するため、「地積測量図作成のための街区基準点の活用と、街区基準点の維持の両立に向けた手続の簡素化に係る標準モデルについて（案）」等を通じ、測量計画機関と法務局・地方法務局の連携を推進することとしておりますが、土地家屋調査士が使用承認手続を行わないこと等があっては、これらの連携を維持することができないことは明らかなです。

については、このような事実を知り得た場合には、市区町は4の(1)の手順で使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会に対し改善を申し入れることができることとします。

(2) 対応2

国土交通省では、測量法に基づき測量成果の使用承認手続（測量計画機関の権能において手続の簡素化が行われている場合にはその手続を含む。）を行うことは、街区基準点等の測量成果の差し替え、異状報告に基づく使用停止や廃点の情報を知る上で欠かせない手続であることの周知を図っていくこととしています。

については、適正な使用がなされておらず、改善が見込まれないことが以下の手順によって明らかになった場合には、4の(2)のとおり都市再生街区基本調査の実施主体である国土交通省土地・水資源局国土調査課から、法務省民事局民事第二課を通じて当該地域についての調査成果の便宜閲覧の依頼の撤回を申し入れることとします。

4. 具体的な手続

(1) 対応1について

- (ア) 以下の手続は、市区町が測量計画機関の権能の移行に同意している場合に限り、平成19年2月1日から行うこととする。
- (イ) 測量計画機関の権能の移行に同意した市区町は、使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会に対し、「都市再生街区基本調査成果の使用にかかる申入書」(様式は任意。以下「使用申入書」という。)及び「使用承認が行われていない街区基準点等を測量に用いて作成された地積測量図の写し」(以下「図の写し」という。)を送付して、使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会による同会会員への指導を申し入れることができる。(使用申入書の様式は任意。)
- (ウ) 会員指導の申入れの内容は、原則以下のとおりとする。
 - ① 使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会は、街区基準点等について測量法の使用承認の手続を行わないことが土地家屋調査士法第2条の職責に抵触するおそれがあることを指導する。
 - ② 使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会は、必要と認めたときは管轄法務局長へ報告をする。

(2) 対応2について

- (ア) 以下の手続は、市区町が測量計画機関の権能の移行に同意している場合に限り、平成19年2月1日から行うこととする。
- (イ) 測量計画機関の権能の移行に同意した市区町は、国土調査課に対し、「都市再生街区基本調査成果の便宜閲覧の依頼の撤回の申し入れ書」(様式は任意。以下「依頼撤回申入書」という。)及び図の写し並びに「使用にかかる報告書」(測量計画機関の権能の移行後に限る)を送付して便宜閲覧依頼の撤回を申し入れることができる。(依頼撤回申入書、使用にかかる報告書の様式は任意。)
- (ウ) 測量計画機関の権能の移行前に限り、国土調査課は、該当する使用承認の有無を確認し、必要な場合には、使用にかかる報告書を作成する。
- (エ) 該当する使用承認申請が行われていない場合には、国土調査課は民事第二課を通じ、測量計画機関の所在地を管轄する法務局・地方法務局に対し便宜閲覧依頼の撤回を求める事務連絡を送付する。その際、依頼撤回申入書の写しと図の写し並びに使用にかかる報告書の写し(測量計画機関からの送付を受けた場合はその写し)を添付する。
- (オ) 便宜閲覧依頼の撤回の申し入れの目安は、原則以下のいずれかの場合とする。
 - ① 使用承認の手続等を行わなかったこと等を理由として使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会による会員指導がされたにもかかわらず、指導後、会員が反復継続してその指導に従わない場合
 - ② 使用承認の手続を行わなかったことを理由として、使用承認手続を行わない土地家屋調査士の所属する土地家屋調査士会の管轄法務局・地方

法務局長が土地家屋調査士に対して土地家屋調査士法上の措置を行ったにもかかわらず、その後、当該土地家屋調査士に改善の見込みがない場合

以上

都市再生街区基本調査で設置された街区基準点等の利用に係る点検等について（案）

街区基準点等の使用にあたって、最低限遵守すべき事項を以下の通り提示します。

1. 街区基準点の使用承認申請・点検について

(1) 測量計画機関への使用承認申請を行う。

・ 測量計画機関において使用承認を受けることにより、成果が使用可能な状態にあるか、成果替えが行われていないかを確認することが出来る。

（確認が必要な例1：短期）街区基準点網と周辺の公共基準点網の整合を図るために網平均等が実施され、街区基準点成果が差し替わっている場合があり得る。

（確認が必要な例2：長期）周辺工事の影響を考慮した改測等により街区基準点成果が差し替わっている場合があり得る。

(2) 現場の状況と測量記録（点の記）との比較を行う。

（周辺事物の状況も併せて比較する。）

(3) 点検測量を行う。（必要に応じて実施）

・ 街区基準点を与点とした観測の結果、誤差が20ミリメートル以内に収まっていること。（街区基本調査運用基準別表第十六（2）より引用）

（※）街区基準点間距離を概ね200メートルと想定。

2. 街区点補助点の使用承認申請・点検について

(1) 測量計画機関への使用承認申請を行う。

(2) 現場の状況と測量記録（点の記）との比較を行う。

（周辺事物の状況も併せて比較する。）

(3) 点検測量を行う。（原則として実施。（注））

・ 街区基準点を与点とした観測の結果、誤差が20ミリメートル以内に収まっていること。（街区基本調査運用基準別表第二十二より引用）

・ 角度の点検較差60秒以内に収まっていること。（同上）

（※）街区基準点からの距離を概ね100メートル未満と想定。

（注）ただし地積測量図の作成のための測量に関し、街区点補助点の使用状況報告・定期的な点検等について土地家屋調査士会としての指導方針等が定められており、測量計画機関・法務局に事前に報告されている場合等には必要に応じて点検することで足りる場合がありうる。

以上

公共基準点使用条件（イメージ）

（注）一般的な使用承認と包括承認について共通とする場合のイメージ。

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。

- （1）基準点現況報告書
- （2）精度管理表
- （3）成果表、網図の写しなど